○総務省告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年二月二十七日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安藤　高夫	安藤たかお後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	二九、一〇、一
		主たる事務所の所在地	大阪府吹田市内本町二―六―一三	大阪府吹田市広芝町三―二九	二九、一〇、七
奥下　剛光	奥下たけみつ後援会	政治団体の名称	安藤たかお後援会	安藤たかおサポーターズクラブ	二九、一〇、二三
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	東京都品川区上大崎三―三―九	二九、一二、一三
亀井亜紀子	紀栄会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一二―	東京都港区芝大門一―一〇―一	二九、一〇、二八
木村　次郎	あすなろ21懇話会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	東京都千代田区永田町二―二―	二九、一一、一
佐藤　政則	資金管理団体則天の会	公職の種類	横須賀市議会議員	参議院議員	二九、一一、一一
高市　早苗	新時代政策研究会	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市筒井町九四〇―一	奈良県生駒市東生駒一―七七―六	二九、　九、二五
		代表者の氏名	高市　早苗	山本　早苗	

○厚生労働省告示第三十四号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成三十年三月一日から適用する。

平成三十年二月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の前納期間）	（保険料の前納期間）
第一条　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。	**第一条**　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。
一　保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の一保険料」という。）、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「半額保険料」という。）及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の三保険料」という。）並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を除く。以下同じ。）及び付加保険料を前納しようとする日の属する月（当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。）から平成三十一年三月までの期間	一　保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の一保険料」という。）、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「半額保険料」という。）及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の三保険料」という。）並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を除く。以下同じ。）及び付加保険料を前納しようとする日の属する月（当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。）から平成三十一年三月までの期間

○総務省告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年二月二十七日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった年月日
金子　一義	飛友会	富山県富山市東田地方町二―一二―五	二九、　九、二八
鴇田　敦	ときた敦後援会	富山県富山市西田地方町二―一二―四	二九、一一、一六
樋口　尚也	やまざくらフォーラム	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	二九、一〇、三一
前田　一男	前翔会	東京都千代田区永田町二―一―	二九、一〇、三一
前田　武志	前田武志会	東京都千代田区永田町二―二―	二九、一一、二八
田畑　裕明	裕交会	東京都新宿区南元町一五―二	二九、一一、一
角田　秀穂	角田秀穂後援会	東京都千代田区永田町二―一―	二九、一〇、二三
中川　俊直	直心会	東京都千代田区永田町二―二―	二九、一一、一
中山　恭子	国想い夢紡ぐ会	東京都千代田区永田町一―一―二八	二九、一二、一六
村岡　敏英	村岡敏英後援会	東京都新宿区市谷本村町二―四	二九、一二、一六
		東京都目黒区五本木一―一三―一七	二九、一〇、三一